

主な意見・質問の概要	主な意見・質問に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検頻度を緩和してほしい。 ○ 5年に1回の頻度はどの程度の期間まで許容されるのか。 	<p>点検の質を確保するために省令として定めた事項であり、守って頂く必要があります。点検の頻度については、厳密に前回の点検実施日から5年後の当日までに点検を行わなければならないというものではありませんが、「5年に1回の頻度で行うこと」を基本とするものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 遠望目視も認めて頂きたい。 	<p>点検の質を確保するために省令として定めた事項であり、守って頂く必要があります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 小さい橋梁については要領の適用範囲から、除外して欲しい。 	<p>省令で規定する橋は、橋長2.0m以上を念頭に置いており、まずは全ての橋の健全度等を正しく把握するため、それらについては点検を行って頂く必要があります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回定期点検要領(案)を示された施設以外の施設についても同様に定期点検要領(案)を策定して頂きたい。 ○ 門型以外の情報提供装置や標識、照明、舗装は点検対象か。 	<p>定期点検要領は、道路法施行規則第四条の五の二の規定に基づく点検の円滑な実施のため、定期点検の対象となる施設を対象として作成したものです。</p> <p>門型以外の情報提供装置や標識、照明施設、舗装についても、道路法施行令第三十五条の二の規定に基づき、各道路管理者の判断で、適切な時期に、適切な方法により点検を行って頂く必要があります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 独自に定めた要領で点検してもよいか。 ○ 独自の要領で、診断を行っている場合でも、さらに健全性の4段階分類(I、II、III、IV)判定を行うのか。また、過去の点検結果についても、4段階区分に見直す必要があるのか。 	<p>今回の定期点検要領の内容を満足するものであれば、独自の点検要領を使用できます。</p> <p>なお、構造物毎の健全性の診断は、4段階区分による判定結果も記録して頂く必要がありますが、過去の点検結果について見直す必要はありません。</p>

主な意見・質問の概要	主な意見・質問に対する考え方
<p>○ 橋長2m以上の橋は、溝橋(カルバート)も含まれるのか。</p>	<p>道路施設現況調査要領に従い、溝橋(カルバート)は橋梁として扱い、道路橋定期点検要領を適用するものとします。</p>
<p>○ 最低限の記録項目を満足すれば、独自の様式でもよいのか。</p>	<p>点検記録様式は、最低限の項目について記録するものですので、追加する形で独自の様式も使用して頂いても構いません。 なお、今後、点検結果を国で収集することを予定していますが、その際には、点検要領に基づく点検記録様式にある項目の提出をお願いすることを予定しております。 そのため、点検記録様式は、電子化したものを後に配布させていただきますので、活用頂き、記録をお願いいたします。</p>
<p>○ 近接目視が困難でやむをえない場合の近接目視と同等の手段とは具体的に示してほしい。</p> <p>○ 近接目視と同等の手段について、跨線橋や跨道橋、谷部に架かる橋梁の橋脚などの点検方法を具体的に示して欲しい。</p>	<p>物理的に近づくことができない場合を除き近接目視で点検をして下さい。 なお物理的に近づくことができない場合の点検方法としてファイバースコープ、弾性波探査などがありますが、実際の適用については、現場の諸条件を踏まえて、個別に検討していく必要があります。</p>
<p>○ 健全性の診断に管理者毎ばらつきができないよう、具体的な考えを示されたい。</p> <p>○ 判定基準を数値化できないのか。</p>	<p>健全性の診断は、道路施設の置かれている環境を踏まえて、総合的に判断する必要があるため、画一的・定型的な基準化はなじみません。一方、診断区分の一層の参考とするために国の事例を提供していきます。 また、各地方整備局等において、地方公共団体の道路管理者も参加できる研修などを実施していきます。</p>

主な意見・質問の概要	主な意見・質問に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検を実施する者の要件を具体的に示して欲しい。 ○ 地方公共団体職員での点検は可能か。 	<p>地方整備局では点検・診断業務を発注する際の管理技術者の要件として技術士、RC CMなどを設定しておりますので、参考にして下さい。</p> <p>定期点検は「点検を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者」であれば可能です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検業務に関する歩掛の策定をお願いしたい。 	<p>トンネル、橋について、参考歩掛を提示します。その他の施設については見積りによる積算となりますが、その手順をお示していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期点検等、費用が多額となると考える。財政面での支援もお願いしたい。 	<p>防災・安全交付金による財政的支援を実施していきます。</p> <p>点検を適正に実施している市町村に対して、交付金の重点配分等を検討しているところです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 補修費用に対する財政支援はあるのか。 	<p>防災・安全交付金による財政的支援を実施していきます。</p> <p>昨年の道路法改正による修繕等の代行制度の創設など支援策を講じて来たところです。</p>

主な意見・質問の概要	主な意見・質問に対する考え方
<p>○ 鉄道事業者や河川管理者との協議等の簡素化、協議支援、協力体制の構築、JR委託費用の低減等を要望</p>	<p>鉄道事業者との協議に関しては各地方整備局毎に設置された「鉄道委託工事に係わる連絡会議」などを通じて今後とも支援していきます。河川管理者との協議は道路メンテナンス会議を通じて、支援することなどを検討していきます。</p>
<p>○ 地方公共団体向けの研修会の開催をお願いしたい。</p> <p>○ 点検業者や点検技術者の確保をしていただきたい。</p>	<p>各地方整備局等にて地方公共団体職員も参加できる研修を実施する予定です。道路メンテナンス会議を通じた一括発注、研修などにも取り組んでいきます。</p>
<p>○ 道路ストック総点検と定期点検との関連性はどのようなものか。両方の点検をしないといけないのか。</p> <p>○ 橋梁長寿命化修繕計画を策定し直す必要があるのか。</p>	<p>倒壊、落下等による第三者被害を防止する観点から、総点検(集中点検)は早期に完了して頂く必要があると考えます。なお、新たな定期点検要領に基づいた点検を行えば、第三者被害防止の点検も含まれるため、総点検を実施したものとできます。</p> <p>橋梁長寿命化修繕計画については、今後の点検の結果を踏まえ、順次見直して頂くこととなります。</p>
<p>○ 措置を講ずるまでの期間、対策工法について、目安を記載できないか。</p>	<p>例えば、健全度Ⅲについては次回の点検までに措置を行う必要がある状態ですが、実際の措置を講ずる時期は個々の施設のおかれた環境や変状の程度に応じて、判断することとなります。なお、対策工法については事例の提供などの支援をしていきます。</p>